

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 二頁

告 示

○自動車税の収納の事務を委託した件 二頁
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二頁
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二頁
○農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件 二頁
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二頁

公 告

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件四件 二五
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二五
○県営土地改良事業の工事が完了した件 二五
○一般競争入札を行う件 二五

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年五月二日

福島県規則第四十六号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭

福島県知事 内 堀 雅 雄

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社大東銀行の項中「高田支店」及び「喜久田支店」を削る。

附 則

この規則中別表第二株式会社大東銀行の項の改正規定（「喜久田支店」を削る部分に限る。）は平成二十九年五月十五日から、同項の改正規定（「高田支店」を削る部分に限る。）は同年六月十二日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第三百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。
平成二十九年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(税 務 課)

福島県告示第三百六十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年五月一日救急病院として認定した。
平成二十九年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

名称

所在地

認定有効期限

福島県厚生農業協同組合連合会 白河市豊地上弥次郎二一 平成三二年四月三〇日
会白河厚生総合病院 (地域医療課)

福島県告示第三百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年五月二日から同年六月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年五月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百六十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十九年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年五月二日

福島県知事 内堀 雅雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける		認可申請年月日
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		
株式会社 フェリスラテ	福島市土船字新林二五一一七	福島市桜木字会沢新林一九ほか四十一筆	平成二十九年四月一四日	
佐藤 裕一	福島市町庭坂字原中二一一五	福島市笹木野字笹木野原四一一一ほか一筆		
栗原 正司	福島市大波字水戸内一一一三	福島市大波字土屋場二二一		
株式会社 穂之和元氣ファーム	福島市松川町字脇原三三一一三	福島市松川町字上本西五八一ほか十筆		
長南 昭一	福島市松川町浅川字古浅川四四	福島市松川町字大名一九ほか二十四筆		
加藤 勇治	福島市荒井字目増二	福島市荒井字古内北四七一		

黒澤 喜久夫	○ 福島市大森字高畑一〇二一三	福島市大森字団子田八二ほか十八筆	同	日
佐藤 正吉	福島市鎌田字船前一二一一	福島市佐原字下林二七一ほか二筆	同	日
佐藤 洋一	福島市方木田字赤沢三〇	福島市下鳥渡字中谷地二九ほか三筆	同	日
株式会社 カトウファーム	福島市大笹生字横堀二二一一	福島市中横堀五六ほか二筆	同	日
佐藤 幹彦	福島市笹谷字塗谷地六三	福島市大笹生字吠内一五	同	日
佐藤 儀一	福島市笹谷字伏之内四六	福島市笹谷字白田三二	同	日
遊佐 利右衛門	福島市笹谷字西小櫛一八	福島市笹谷字東金屋二八ほか八筆	同	日
遠藤 幸一	本宮市青田字古館二五一一	本宮市青田字古館四五一ほか十筆	同	日
渡辺 雅弘	本宮市青田字寄松三二	本宮市青田字大谷下六〇ほか三筆	同	日
有限会社 アグリサービス あさか野	郡山市日和田町字北野二六	郡山市喜久田町早稲原字弥五郎五七一ほか百六十筆	同	日
飛澤 良男	岩瀬郡鏡石町笠石二三	岩瀬郡鏡石町南町九五一ほか四筆	同	日
石井 拓	岩瀬郡天栄村大字柿之内字沖内二七	岩瀬郡天栄村大字沖内字沖田六三ほか五筆	同	日

蓮沼 哲	ノ目字居花一四一二	河沼郡会津坂下町大字金上字東村八四	河沼郡湯川村大字熊ノ目字中ノ目西七七ほか七筆	同	日
志保原 一夫	河沼郡柳津町大字郷戸字石生甲一九〇七	河沼郡柳津町大字郷戸字米野一三一ほか二筆	同	同	日
五十嵐 富夫	大沼郡昭和村大字両原字持石四七―一二	大沼郡昭和村大字佐倉字馬場四	同	同	日
本名 昭司	大沼郡昭和村大字佐倉字馬場七四二	大沼郡昭和村大字佐倉字三百菊七ほか九筆	同	同	日
株式会社 リーンファーム	大沼郡昭和村大字下中津川字宮田二五四八	大沼郡昭和村大字松山字上新田一五一ほか三筆	同	同	日
有んべい 有限会社	大沼郡会津美里町福重岡字倉崎乙九五九	大沼郡会津美里町氷玉字岩室七二ほか三筆	同	同	日
北のオリーブ 合同会社	いわき市平下平窪字鍛冶内二九	いわき市四倉町玉山字字ノ淵二三―一ほか九筆	同	同	日

(農業担い手課)

福島県告示第三百六十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年四月十三日次のとおり指定した。

平成二十九年五月二日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内堀 雅雄
売りさばき所の名称及び所在地

社会福祉法人 須賀川市下山田 平成二九年五月八日から
福音会 字月夜田二〇三番 平成三四年三月三十一日まで
地 須賀川市役所売店こむぎ
須賀川市八幡町一三五番地
(出納総務課)

公 告

公告第九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年五月二日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称	柳津町土地改良区	退任した役員	氏名	住所
理事	増井 俊弘	横田 一郎	河沼郡柳津町大字郷戸字中平丙九二番地	
役員	星 俊通	佐藤 長八	同 郡同 町大字久保田字櫛甲一八番地	
理事	鈴木 利春	田崎 哲次	同 郡同 町大字琵琶首字居平二四五番地の一	
同	齋藤 正男	小林 一栄	同 郡同 町大字藤字古市一三七九番地	
同	齋藤 信明	岩佐 哲雄	同 郡同 町大字郷戸字池ノ尻乙二二二六番地	
同	小林 銀一	齋藤 正志	同 郡同 町大字郷戸字中丸甲一二五七番地	
同	齋藤 正志	同	同 郡同 町大字大柳字屋敷添甲一五六〇番地	
同	同	同	同 郡同 町大字細八字池ノ尻乙二二三四番地	
同	同	同	同 郡同 町大字飯谷字宮田甲二二三番地一	
同	同	同	同 郡同 町大字郷戸字中平丙九二番地	
同	同	同	同 郡同 町大字柳津字新町甲一〇〇八番地	
同	同	同	同 郡同 町大字郷戸字古屋敷甲二八二二番地	
同	同	同	同 郡同 町大字郷戸丸山甲一二三番地	
同	同	同	同 郡同 町大字細八字池ノ尻乙二二三四番地	
同	同	同	同 郡同 町大字細八字居平甲二二八一番地	
同	同	同	同 郡同 町大字藤字古市一三七二番地	
同	同	同	同 郡同 町大字飯谷字宮田甲二二五番地	
同	同	同	同 郡同 町大字湯八木沢字居平一三一九番地	
同	同	同	同 郡同 町大字大成沢字前田三五六番地	
同	同	同	同 郡同 町大字小椿字村中甲七三五番地	
同	同	同	同 郡同 町大字黒沢字前原五九番地	
同	同	同	同 郡同 町大字細八字居平甲一二八八番地	

公告第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
鮫川村土地改良区

退任した役員
氏名

住所

理事 関根 孝之助 東白川郡鮫川村大字西山字戸倉一三一番地

就任した役員
氏名

住所

理事 鈴木 守弘 東白川郡鮫川村大字西山字馬場六四番地

(農村計画課)

公告第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津宮川土地改良区

退任した役員
氏名

住所

理事 渡部 英敏 大沼郡会津美里町字柳台甲二三二九番地一

同 村山 辰榮 同 郡同 町字高田甲二六六二番地

同 佐藤 久喜 同 郡同 町松岸字竹花七〇二番地

同 佐藤 幸男 同 郡同 町旭館端字館ノ内甲四二五番地

同 川嶋 一雄 同 郡同 町下堀字中川四九八番地

同 長嶺 利春 同 郡同 町橋丸字田中七九番地

同 大竹 豊 同 郡同 町赤留字向川二八二四番地

同 小林 誠市 同 郡同 会津若松市北会津町十二所一〇七六番地

同 山内 榮一 同 郡同 大沼郡会津美里町和田目字和泉新田甲一四六〇番地

同 笠間 貢 同 郡同 町立石田字南宅地甲二八番地

同 五十嵐 薫 同 郡同 町米田字沢南甲乙一五四三番地一

同 遠藤 淳吉 同 郡同 河沼郡会津坂下町大字五ノ併字北川原甲一四二番地

同 加藤 久義 同 郡同 町大字大沖字大江二二七七番地

(農村計画課)

同 二瓶 甚一 同 郡同 町大字八日沢字古屋敷甲二一九五番地一

同 福地 義廣 同 郡同 町大字新館字館ノ内二〇番地

同 板橋 信幸 同 郡同 大沼郡会津美里町和田目字和泉新田甲一四六五番地

同 齋藤 文英 同 郡同 河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五〇五番地

同 児島 威 同 郡同 大沼郡会津美里町杉屋字芦窪乙三二三番地

同 山田 隆義 同 郡同 町境野字山道下三四七三番地一

同 鈴木 恭二 同 郡同 河沼郡会津坂下町大字牛川字西村中三〇五九番地

就任した役員
氏名

住所

理事 渡部 英敏 大沼郡会津美里町字柳台甲二三二九番地一

同 渡部 浩記 同 郡同 町字高田甲二九八八番地

同 児島 威 同 郡同 町杉屋字芦窪乙三二三番地

同 長嶺 徹 同 郡同 町吉田字村中乙二二七番地

同 川嶋 一雄 同 郡同 町下堀字中川四九八番地

同 長嶺 利春 同 郡同 町橋丸字田中七九番地

同 児島 三雄 同 郡同 町八木沢字川原前三二二一番地

同 渡部 益弘 同 郡同 町雀林字村東三〇六四番地

同 笠間 貢 同 郡同 町立石田字南宅地甲二八番地

同 五十嵐 薫 同 郡同 町米田字沢南甲乙一五四三番地一

同 山田 隆義 同 郡同 町境野字山道下三四七三番地一

同 遠藤 淳吉 同 郡同 町大字五ノ併字北川原甲一四二番地

同 鈴木 恭二 同 郡同 町大字牛川字西村中三〇五九番地

同 二瓶 甚一 同 郡同 町大字八日沢字古屋敷甲二一九五番地一

同 福地 義廣 同 郡同 町大字新館字館ノ内二〇番地

同 武藤 周一 同 郡同 大沼郡会津美里町新屋敷字村中甲一一四二番地

同 齋藤 文英 同 郡同 河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五〇五番地

同 山内 義宏 同 郡同 会津若松市北会津町十二所一〇九二番地

同 金田 祐市 同 郡同 大沼郡会津美里町和田目字南村中丙二九七番地

同 齋藤 文範 同 郡同 河沼郡会津坂下町大字見明字村中一四五一番地

(農村計画課)

公告第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
戸ノ口堰土地改良区

退任した役員

役別	氏名	住所
理事	佐藤 鉄幸	会津若松市河東町八田字漆沢二八五番地一
同	渡部 隆	市河東町八田字八田野二二六番地
同	高橋 茂喜	市高野町大字木流字木流一六二番地
同	鈴木 光男	市町北町大字始字下荒久田七〇番地
同	高木 政日子	市町北町大字中沢字平沢二八番地
同	岩沢 傳應	市神指町東城戸三六二番地
同	柏木 坡耶登	河沼郡湯川村大字校町字高橋甲四六八番地
同	浅沼 勝	同 郡同 村大字笈川字上本町甲一〇番地
同	鈴木 茂	会津若松市高野町大字界沢字界沢一〇五番地
同	木鋤 高夫	市一箕町大字鶴賀字下柳原二四一番地
同	渡部 武晴	市慶山一丁目一四番三一号
同	小松 武彦	市一箕町大字松長字南雨沼七〇番地
同	古川 洋昭	市高野町大字中沼字鶴沼二八六番地
同	渡部 恒信	市河東町八田字桜石三三番地
同	大堀 幸平	市一箕町大字金堀字古道七九番地
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	高木 政日子	会津若松市町北町大字中沢字平沢二八番地
同	岩沢 傳應	市神指町東城戸三六二番地
同	大堀 幸平	市一箕町大字金堀字古道七九番地
同	渡部 武晴	市慶山一丁目一四番三一号
同	鈴木 茂	市高野町大字界沢字界沢一〇五番地
同	鈴木 正之	河沼郡湯川村大字清水田字常光甲二三五番地
同	木鋤 高夫	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原二四一番地
同	鈴木 守	河沼郡湯川村大字清水田字丸ノ内丙三一番地
同	小林 喜一	会津若松市町北町大字上荒久田字石尻一〇一番地
同	渡部 昭男	市河東町八田字八田野二九二番地
同	山口 市郎	市河東町八田字漆沢一〇五番地
同	伊藤 重明	市高野町大字上高野字村内三九番地
同	渡部 善喜	市河東町八田字八田野三〇三番地
同	石橋 正旬	市町北町大字始字屋敷一三二番地
同	古川 敏浩	市高野町大字柳川字森台四五番地

(農村計画課)

公告第九十八号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十九年五月二日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区
西会津町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 鈴木 文雄 耶麻郡西会津町野沢字原町乙二二二二番地

(農村計画課)

公告第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定により、梶内地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十九年三月二十八日完了したので公告する。

平成二十九年五月二日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

公告第100号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年5月2日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 空港用高速ロータリ除雪車（600PS級）1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年2月28日（水）
- (4) 納入場所 福島空港事務所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年5月26日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年5月2日（火）から同月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月3日から同月5日までの期間を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年5月12日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年6月15日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月14日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A High Speed Airport Runway Rotary Snow Plow (600PS class) 1unit
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 15 June 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 14 June 2017
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)